



【厚生年金基金】

年金経理から業務経理への繰入特例措置延長 等に関するパブリックコメント募集（続報②）

[1月5日](#)、[1月8日](#)の PENSION NEWS でご案内した『年金経理から業務経理への繰入特例措置延長等』について、信託協会を通じ厚生労働省より以下の内容を確認しています。

1. 突合等の特定事務に必要な経費に係る繰入れ（平成22、23年度の適用）

（1）繰入れに係る手続き（下線部は新たに判明した内容）

- ・本特例措置による繰入れについては、限度額を設けない
- ・本特例措置による繰入れを行う場合は、前事業年度の3月末日までに申請（予算変更により繰入れを行う場合は、随時申請）
- ・申請にあたっては、年金数理人の確認が必要
- ・省令・通知改正の前に、本内容に基づき代議員会の議決を行っても差し支えない

（2）繰入れ要件の趣旨

本特例措置により繰入れを行う場合、「平成23年度決算の時点で掛金の引上げが必要となった場合には、適正な掛金引上げを行うことについて、あらかじめ代議員会で議決すること」が要件とされています。

当該要件の趣旨を確認したところ、「当該措置は将来にわたり基金財政の健全な運営が可能と認められる場合に限ったものであり、将来適正な掛金手当てを行うという基金の意思決定なしに認められるものではない」との回答を得ています。

2. I型基金における機械処理経費等の手当て

（1）適用時期

平成22年度から

（2）平成22年度における予算書の作成

平成22年度にI型基金が年金経理の「機械処理経費等」を支出する場合は、本改正を前提に予算書を作成することとされています。

- ・機械処理経費等は、「1. 経常収支」の費用勘定の科目として大分類、中分類に記載する必要があります。
- ・平成22年度予算編成通知の改正は行われません。

また、本改正前に予算代議員会が行われる場合は、以下のいずれかの対応が必要となります。

- ① 本改正を前提とした予算書を作成し、予算代議員会で議決する。
併せて、本改正がパブコメの内容から変更となった場合は、必要に応じて予算変更を行うことも議決する。
- ② 本改正を前提としない予算書を作成の上、以下の事項と併せて予算代議員会で議決する。
 - ・本改正後に年金経理から「機械処理経費等」として支出する予算変更を行い、変更後の予算書を提出すること
 - ・予算変更については理事長専決で行うこと
 - ・その結果については決算代議員会で報告すること

以上



SUMITOMO
TRUST

住友信託銀行